

臨時報告書

中部電力株式会社

E04502

臨時報告書

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成26年6月27日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

中部電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野明久

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 総務部株式グループ長 辻聖二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 近藤 聡

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)
中部電力株式会社 三重支店
(津市丸之内2番21号)
中部電力株式会社 岐阜支店
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)
中部電力株式会社 長野支店
(長野市柳町18番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第90期定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 定款一部変更の件

「広告事業」, 「法人及び個人向け各種支援サービスの提供及び斡旋」および「会員向け優待サービスの提供及び斡旋」を事業目的に追加する。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、岩田義文、大野智彦、勝野哲、勝又英子、倉田千代治、阪口正敏、伴鋼造、松浦昌則、松原和弘、水野明久、三田敏雄、渡邊穰の各氏を選任する。

なお、岩田義文および勝又英子の両氏は社外取締役候補者である。

<株主（83名）からのご提案（第3号議案から第7号議案まで）>

第3号議案 定款一部変更の件(1)

規制部門の電気料金を改定しようとする際には、経済産業大臣への申請に先立って、規制部門の需給契約者およびその家族を対象にした説明会を開催する旨の規定を新設する。

第4号議案 定款一部変更の件(2)

安全第一を旨とし、世界一危険な地点に立地する浜岡原子力発電所を廃止する旨の規定を新設する。

第5号議案 定款一部変更の件(3)

安全第一を旨とした経営の基本方針に則り、設備投資の優先順位を決定し、特に原子力発電所については、安全上最も重要且つ必要な施設である使用済核燃料の乾式貯蔵施設の建設を優先する旨の規定を新設する。

第6号議案 定款一部変更の件(4)

経営の健全化を阻害する原子燃料（核燃料サイクル関係を含む）に係る出資を禁じ、既に取得したカザフスタンのウラン鉱山開発プロジェクト、日本原燃株式会社および日本原子力研究開発機構に関する株式、債券等は速やかに売却する旨の規定を新設する。

第7号議案 定款一部変更の件(5)

原子力施設の事故による公衆の被曝を回避するための対策に全責任を負う旨の規定を新設する。

<株主（23名）からのご提案（第8号議案）>

第8号議案 定款一部変更の件

原発事故緊急時避難対策を目的として、周辺自治体、企業、病院、介護施設等と連携して、常設の地域協議会を設置する旨の規定を新設する。

<株主（2名）からのご提案（第9号議案）>

第9号議案 定款一部変更の件

「持続可能な開発のための教育と協働」を事業目的に追加する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	5,172,502個	34,610個	1,682個	99.0%	可決
第2号議案					
岩田義文	5,078,230個	131,209個	1,094個	96.5%	可決
大野智彦	5,013,465個	192,901個	4,169個	95.3%	可決
勝野 哲	5,094,920個	111,446個	4,169個	96.8%	可決
勝又英子	5,032,409個	177,035個	1,094個	95.7%	可決
倉田千代治	5,133,561個	72,805個	4,169個	97.6%	可決
阪口正敏	5,012,113個	194,253個	4,169個	95.3%	可決
伴 鋼造	5,135,241個	71,125個	4,169個	97.6%	可決
松浦昌則	5,119,472個	86,894個	4,169個	97.3%	可決
松原和弘	5,013,396個	192,970個	4,169個	95.3%	可決
水野明久	5,014,620個	194,824個	1,094個	95.3%	可決
三田敏雄	4,858,039個	351,402個	1,094個	92.3%	可決
渡邊 穰	5,095,016個	111,350個	4,169個	96.8%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

<株主（83名）からのご提案（第3号議案から第7号議案まで）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第3号議案	227,169個	4,978,926個	2,469個	95.3%	否決
第4号議案	236,584個	4,956,435個	16,054個	94.9%	否決
第5号議案	235,552個	4,971,307個	2,469個	95.2%	否決
第6号議案	232,211個	4,964,793個	12,119個	95.1%	否決
第7号議案	240,424個	4,965,730個	3,336個	95.1%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

<株主（23名）からのご提案（第8号議案）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第8号議案	230,089個	4,976,522個	2,469個	95.3%	否決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

<株主（2名）からのご提案（第9号議案）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第9号議案	209,766個	4,992,969個	6,404個	95.6%	否決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の株主の議決権のうち各決議事項の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案を可決、株主からのご提案を否決するための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち賛成、反対および棄権の確認ができていないものは加算していない。

以 上